

知ってる？共済Q&A



住宅貸付を受けたいとき

組合員になって14年で給料月額30万円となります。近々住宅の新築を考えています。共済組合の住宅貸付について教えてください。



借受資格は組合員期間1年以上から。貸付限度額は期間によって異なる

住宅貸付の申込みは、組合員期間が1年以上となった日から可能です。ただし、貸付限度額は組合員期間に応じて異なります。

●どんなとき借りられるの？

住宅貸付を受けられるのは、組合員が住宅を新築・増築・改築・修理をする場合、および住宅や住宅用敷地を購入する場合です。倉庫や納屋、車庫その他非住宅部分または、作業所、店舗、事務所、貸室その他営利を目的とした建物は、貸付けの対象にはなりません。なお、住宅用敷地を購入したときは、原則として5年以内に住宅建築に着手することになります（理事長が特に必要があると認めるときは、建築を延期することができます）。

●どのくらい借りられるの？

住宅貸付の限度額は、申込み時までの組合員期間によって決まります。具体的には、

①あなたの給料月額×組合員期間に応じた月数(表1)
(上限は1,800万円)

給料月額30万円×22月=660万円

②組合員期間に応じた最低保障額(表2)

組合員期間は14年ですので、900万円となります。

※①と②を比較し、多い方の金額である②の900万円までをこの方は借り受けることができます。

●利率と返済方法は？

平成21年7月1日現在の利率は年2.66%(特例利率)ですが、政府の財政融資資金利率により今後若干の利率変動があることも考えられます。

返済(償還)には毎月償還とボーナス併用償還があります。毎月償還は、利率の変動がない限り毎月の給料から同一金額(元利均等)を控除し、貸付月の翌月から30月以上360月以内に償還します。一方、ボーナス併用償還は100万円以上の貸付けに適用され、毎月償還分は貸付月の翌月から132月以上240月以内に、ボーナス償還分は22回以上40回以内に償還します。

なお、共済組合の貸付制度におきましては、毎月償還またはボーナス併用償還のどちらでも貸付金額によって償還回数および1回償還額が決められていますので、ご注意ください。

このほかに、未償還分の全部または一部を随時に償還する制度(繰上償還)や、育児・介護休業中の償還を猶予する制度もあります。

●申込みは？

住宅貸付申込書に必要な書類を添付して、共済組合事務担当課に申し込みます。貸付事由(新築・増築・改築・修理、住宅購入、敷地購入など)によって必要書類は異なりますし、申込時期も異なります。また、住宅貸付が400万円を超える場合などは抵当権が設定されますし、抵当権が設定されない貸付けについては一部負担金(年0.06%)が必要です。詳しくは共済組合事務担当課にお問い合わせください。

表 1

組合員期間に応じた月数

組合員期間	月数
1年以上6年未満	7月
6年以上11年未満	15月
11年以上16年未満	22月
16年以上20年未満	28月
20年以上25年未満	43月
25年以上30年未満	60月
30年以上	69月

表 2

組合員期間に応じた最低保障額

組合員期間	最低保障額
1年以上3年未満	100万円
3年以上7年未満	400万円
7年以上12年未満	700万円
12年以上17年未満	900万円
17年以上	1,100万円